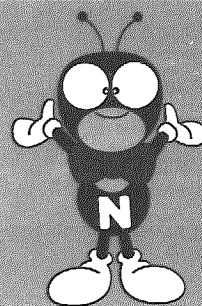


あなたや家族を支える 国民年金



国民年金とは

私たちの社会は、いま高齢化が急速に進んでいます。言い換えれば、「老後の時間が長い社会」になりつつあるということです。その老後をより豊かなものにするためには、生活そのものが安定していることが必要です。そのために、国民年金は大きな役割を担っています。

国民年金には、自営業の人、会社員、公務員など、すべての人が加入します。老後の生活や、病气やけがで障害になったとき、夫に先立たれたときなどに基礎年金を支給し、経済的な支えを行うことを目的としています。国民年金は、お互い協力して、将来の生活を支え合う制度なのです。

国民年金に加入する人

日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が、国民年金に加入する義務があります。

国民年金の加入者は、下図のように3種類に分けられ、厚生年金や共済組合の加入者は、同時に国民年金の加入者(第2号被保険者)でもあります。

国民年金の加入者は3種類

第1号被保険者
20歳以上60歳未満で、学生や自営業などの人とその家族。
役場年金係に届出をして下さい。



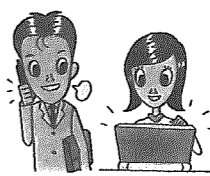
保険料

国から送付される納付書を使って、ご自分で納めます。

月額 13,300円
(平成14年度)

※口座振替は、納め忘れもなく、とても便利です。

第2号被保険者
サラリーマンや公務員などで、厚生年金・共済組合に加入している人。



保険料

保険料は、それぞれの年金制度から国民年金制度に支払われていますので、個人で納める必要はありません。

第3号被保険者
厚生年金・共済組合の加入者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人。
配偶者の勤務先に届出をして下さい。



保険料

保険料は、配偶者の加入する年金制度がまとめて負担するしくみになっています。配偶者の給料から天引きされるものではありません。

こんなときは手続きを

私たちの人生には、成人、就職や転職・退職などの節目があります。

就職したとき

○本人
就職し、厚生年金や共済組合の加入者になると、国民年金の種別は、第2号被保険者になります。

被扶養配偶者

国民年金の種別は、第3号被保険者になります。

退職したとき

○本人
退職し、厚生年金や共済組合の加入者でなくなると、国民年金の種別は、第2号被保険者から第1号被保険者になります。

被扶養配偶者

国民年金の種別は、第3号被保険者から第1号被保険者になります。

結婚したとき

○本人
結婚し、厚生年金・共済組合加入者に扶養される配偶者となつたときは、国民年金の種別は、第3号被保険者になります。
また、会社を退職し、自営業者(第1号被保険者)と結婚したときは、第1号被保険者になります。

保険料の未納と申請免除とは

大きな違いです

所得が少なく、保険料を納付することが困難な場合には、本人の申請によって、保険料を免除する制度があります。

免除制度には、金額免除と半額免除があり、申請し、社会保険事務所で承認されると、保険料が免除されます。後でゆとりができたときに、10年前分まで納めることができます。

しかし、未納の場合は、今まで納めた保険料も掛け捨てになる危険性があるばかりか、その未納分を後で納めようとしても、2年前分の納入しかできません。忘れずに手続きをして下さい。

安心して学生生活を送るために

「学生納付特例制度」

学生は一般に所得がないため、保険料を自分で納めることが困難です。そのため、学校法人の認可を受けている学校の学生には、学生本人の前年の所得が68万円(扶養親族等のいない

国民年金から支給される年金

主に老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類があります。その他、第1号被保険者には付加保険料を上乗せして納めることにより、将来加算されてもらうことのできる付加年金、老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、年金を受けずに死亡した場合に妻が60歳から65歳まで支給される寡婦年金、3年以上保険料を納めた人が年金を受けずに死亡した場合、遺族に支給される死亡一時金があります。

国民年金

こんなとき、こんな年金が

65歳になったら…

老齢基礎年金

保険料を納めた期間や免除の期間を合算して、原則的に25年以上ある人は、65歳から受けられます。本人の希望により、60歳以上であれば受けることができますが、減額された年金を受けることになります。

▶年金額(平成14年度) 804,200円
※原則として40年間保険料を納付した場合

病气やけがで、障害が残ったら…

障害基礎年金

国民年金加入中に、病气やけががもとで障害等級に該当したときや、20歳前の病气やけがによって一定の障害が残った場合に、障害基礎年金が支給されます。

▶年金額(平成14年度)
1級障害……………1,005,300円
2級障害…………… 804,200円



一家の働き手が亡くなったときに、その遺族に…

遺族基礎年金

国民年金に加入中に死亡、または老齢基礎年金を受けられる人が死亡したときは、生計を維持されていた子のある妻、または子に支給されます。(子とは、18歳に到達する年度末までの子、20歳未満の障害者です。)

▶年金額(平成14年度)
子のある妻……………1,035,600円
子のみ……………804,200円
※子が2人以上ある場合は、さらに加算があります。